

業務委託と指定管理者制度の比較

	業務委託	指定管理者制度
性 格	私法上の契約関係	管理代行
	個別の業務の執行委託	平成15年の地方自治法の改正により新たに設けられた。(法244条の2ほかの改正) 指定(行政処分的一种)により、公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任するもの 施設の維持や修繕に関する業務など多様な業務を包括的に委任できる
契約(指定)期間	1年ごと	原則として複数年 (本市では5年を基本)
施設の管理権限	設置者である市が有する	指定管理者が有する ※「管理の基準」「業務の範囲」は条例で規定
施設の設置者としての責任	市	市
利用者負担金	利用料金制の採用不可 (利用料金・使用料等は市の収入となる。)	利用料金制の採用可能 (指定管理者の収入として当該管理業務の必要経費の一部に充てられる。)
通所介護サービス利用の手続き	市と利用者が契約	指定管理者と利用者が契約